

企画提案競技評価票

資料 3 - 2

評価項目・評価の視点・配点		評価点	係数	配点	得点 (評価点 × 係数)
評価の視点					
1 事業の理解【配点10点】					
本業務の趣旨及び目的を理解し、業務の成果を適切にイメージできているか。		5・4・3・2・1	2	10	
2 業務の実施手法【配点35点】					
【業務(1)関係】 水力発電所導入検討箇所に対する評価項目について、対象箇所の特性に合わせた内容を提案するものとなっているか。		5・4・3・2・1	2	10	
【業務(2)関係】 県内の水力発電ポテンシャルを調査するにあたり、適切な手法が提案されているか。		5・4・3・2・1	3	15	
【業務(3)関係】 高い導入可能性が見込まれる県内の特定地点において、適切な事業性評価等を行う内容が提案されているか。		5・4・3・2・1	2	10	
3 スケジュール・工程管理、実施計画【配点15点】					
業務実施スケジュールが具体的に示され、それは無理のない妥当なものか。		5・4・3・2・1	1	5	
業務の実施計画は仕様を満たしており、成果が見込めるものか。		5・4・3・2・1	1	5	
4 実施体制・実施能力・事業実績【配点20点】					
業務の実施体制が、適切に構築されているか。		5・4・3・2・1	2	10	
業務に関する専門的な知見・経験を有する者が配置されるなど、業務を適切に遂行できる能力があるか。		5・4・3・2・1	1	5	
過去に同種・類似業務の受託実績があるか。 (同種: 特定地域における水力発電ポテンシャルの調査業務、 類似: 水力発電所建設に関する設計等)		5・4・3・2・1	1	5	
5 経費の妥当性【配点5点】					
業務の適切な実施に必要な経費が見積もられており、その積算根拠は妥当なものか。		5・4・3・2・1	1	5	
6 その他【配点10点】					
仕様書の要求水準を超える、特に評価すべき効果的な提案等があるか。		5・4・3・2・1	2	10	

企画提案競技評価票

資料 3 - 2

評価項目・評価の視点・配点			評価点	係数	配点	得点 (評価点 × 係数)
評価の視点						
7「賃金水準の向上」の取組に関する加点【配点5点】			評価点		配点	得点
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3	5			
	2.00%以上	4				
	3.00%以上	5				
8「女性の活躍推進」の取組に関する加点【配点5点】			評価点		配点	得点
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員100人 以下の企業	女活法 ※2 次世代法 ※2	各 0.25	最大 0.5	5	
えるぼしチャレンジ企業認定 ※2		1	最大 3			
法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし		1.5		
		プラチナえるぼし		2		
	次世代法 ※3	くるみん		1.5		
		プラチナくるみん		2		
若者雇用促進法 ※3		ユースエール		0.5		
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1		
	子ども・子育て支援知事表彰					
	男女共同参画社会づくり表彰					
					100	/100点

- 2 -

※1 事業者が選定した方法により、①所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」、②税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類(任意様式。参考様式あり)」のいずれかにより比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※3 女活法:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)

次世代法:次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)

若者雇用促進法:青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号)